

Q33 被疑者が逮捕された後、勾留決定される前において弁護人はどのような不服申立手続を取ることができるか。

A 逮捕後、勾留決定前の不服申立手続は存在しない。【基礎 I P125～126】

Q34 勾留決定された後、弁護人は被疑者を身体拘束から完全に解放するためにどのような手段を取ることができるか。

A ①準抗告（429条1項2号）と②勾留取消し（207条1項・87条）という2つの手段を取ることができる。【基礎 I P127】

Q35 準抗告とはどのような手段か。

A 勾留の裁判そのものの適法性を争う手段である。【基礎 I P127】

Q36 勾留取消しとはどのような手段か。

A 勾留後に事情が変化したことを根拠に、勾留の理由や必要性がなくなったと主張する手段である。【基礎 I P127】

Q37 勾留決定された後、弁護人は被疑者の身体拘束を一時的に解放するためにはどのような手段を取ることができるか。

A 勾留の執行停止の申立てである（207条1項・95条）。【基礎 I P128】

Q38 勾留されていた被疑者が公訴を提起された場合、身体拘束はどうなるか。

A 起訴と同時に自動的に被告人勾留に切り替わる。【基礎 I P174】

Q39 起訴された後に、被告人の身体拘束を開放する手段は何か。

A 保釈である。【実務 P151, 基礎 I P175】

Q40 保釈には2種類あるが何か。

A 権利保釈（89条）と裁量保釈（90条）である。【実務 P151, 基礎 I P176】